

墨田区告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、下記1に掲げる施設を利用する者からの使用料の徴収については、下記の2のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

記

1 委託施設

すみだ共生社会推進センター

2 委託内容

- (1) 委託の相手方 株式会社 ユアン
代表取締役 島村 敬之
墨田区立花一丁目23番5-118号
- (2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(ただし、休館日を除く)
- (3) 委託時間 月曜日から金曜日 午後4時30分から午後9時30分まで
土曜日 午前8時30分から午後9時30分まで
日曜日、祝日 午前8時30分から午後5時30分まで
ただし、区は必要と認める場合は委託時間前および委託時間後に委託延長ができるものとする。
- (4) 委託年月日 令和8年4月1日